

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目 次

議会告示

○秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（一・議会事務局総務課）……………1

○秋田県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（九）……………1

○秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（一）……………1

○秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（一）……………2

○秋田県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（一）……………2

○秋田県選管委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（一）……………2

## 議 会 告 示

**秋田県議会告示第一号**

秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年一月三十日

秋田県議会議長 中 泉 松之助

秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成十九年秋田県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行政文書公開請求書（様式第一号）による」を「別に定める様式による請求書により行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第九条第一項の規定による公開請求書の提出は、前項に規定する請求書をファクシミリ又は電子メールを利用して送信することにより行うことができる。

第三条から第五条までを削る。

第六条中「次の各号に掲げる」を「当該」に、「の種別に応じ、当該各号に定める方法」を「を専用機器により再生したものの視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付」に、「当該各号に定める方法に」を「これらの方法に」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。

第七条第二項中「（行政文書を複写したものと並びに前条第二号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む。以下この項、次項、次条及び第九条において同じ。）」を削り、同条を第四条とする。

第八条の見出し中「作成方法等」を「交付の部数」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第五条とし、第九条を第六条とし、第十条を削る。

第十一条の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条を第七条とし、第十二条を第八条とし、本則に次の一条を加える。

（補則）

**第九条** この規程に定めるもののほか、議会が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

様式第一号から様式第十二号までを削る。

附 則

この規程は、平成十九年二月一日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

**秋選管告示第九号**

秋田県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年一月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋田県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程（昭和六十二年秋選管告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行政文書公開請求書（様式第一号）による」を「別に定める様式による請求書により行う」に改め、同条第二項中「の行政文書公開請求書」を「に規定する請求書」に改め

る。

第三条から第五条までを削る。

第六条中「次の各号に掲げる」を「当該」に、「の種別に応じ、当該各号に定める方法」を「を専用機器により再生したものの視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付」に、「当該各号に定める方法に」を「これらの方法に」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。

第七条第二項中「（行政文書を複写したものと並びに前条第二号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む。以下この項、次項、次条及び第九条において同じ。）」を削り、同条を第四条とする。

第八条の見出し中「作成方法等」を「交付の部数」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第五条とし、第九条を第六条とし、第十条を削る。

第十一条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「秋田県企画振興部市町村課」を「秋田県総務企画部市町村課」に改め、同条第二項を削り、同条を第七条とし、第十二条を第八条とし、本則に次の一条を加える。

（補則）

**第九条** この規程に定めるもののほか、委員会が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

様式第一号から様式第十二号までを削る。

附 則

この規程は、平成十九年二月一日から施行する。ただし、第十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 労働委員会規則

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月三十日

秋田県労働委員会会長 阿 部 謙 二

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成十七年秋田県労働委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行政文書公開請求書（様式第一号）による」を「別に定める様式による請求書により行う」に改め、同条第二

項中「の行政文書公開請求書」を「に規定する請求書」に改める。

第三項から第五項までを削る。

第六条中「次の各号に掲げる」を「当該」に、「の種別に応じ、当該各号に定める方法」を「を専用機器により再生したものの視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付」に、「当該各号に定める方法に」を「これらの方法に」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。

第七項第二項中「(行政文書を複写したものと並びに前条第二号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む。以下この項、次項、次条及び第九項において同じ。)」を削り、同条を第四条とする。

第八項の見出し中「作成方法等」を「交付の部数」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第五項とし、第九項を第六項とし、第十項を削る。

第十項の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条を第七項とし、第十二項を第八項とし、本則に次の一条を加える。

(補則)

第九項 この規則に定めるもののほか、委員会が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項は、別に定める。  
様式第一号から様式第十二号までを削る。

附則

この規則は、平成十九年二月一日から施行する。

監査委員告示

秋田県監査委員告示第一号

秋田県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成十九年一月三十日

秋田県監査委員

秋田県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程(昭和六十二年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「行政文書公開請求書(様式第一号)による」を「別に定める様式による請求書により行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第九項第一項の規定による公開請求書の提出は、前項に規定する請求書をファクシミリ又は電子メールを利用して送信することにより行うことができる。  
第三項から第五項までを削る。

第六条中「次の各号に掲げる」を「当該」に、「の種別に応じ、当該各号に定める方法」を「を専用機器により再生したものの視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付」に、「当該各号に定める方法に」を「これらの方法に」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。

第七項第二項中「(行政文書を複写したものと並びに前条第二号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む。以下この項、次項、次条及び第九項において同じ。)」を削り、同条を第四条とする。

第八項の見出し中「作成方法等」を「交付の部数」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第五項とし、第九項を第六項とし、第十項を削る。

第十項の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条を第七項とし、第十二項を第八項とし、本則に次の一条を加える。

(補則)

第九項 この規程に定めるもののほか、監査委員が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項は、別に定める。  
様式第一号から様式第十二号までを削る。

附則

この規程は、平成十九年二月一日から施行する。

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第一号

秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十九年一月三十日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県収用委員会告示第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行政文書公開請求書(様式第一号)による」を「別に定める様式による請求書により行う」に改め、同条第二

項中「の行政文書公開請求書」を「に規定する請求書」に改める。

第三項から第五項までを削る。

第六条中「次の各号に掲げる」を「当該」に、「の種別に応じ、当該各号に定める方法」を「を専用機器により再生したものの視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付」に、「当該各号に定める方法に」を「これらの方法に」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。

第七項第二項中「(行政文書を複写したものと並びに前条第二号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む。以下この項、次項、次条及び第九項において同じ。)」を削り、同条を第四条とする。

第八項の見出し中「作成方法等」を「交付の部数」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第五項とし、第九項を第六項とし、第十項を削る。

第十項の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条を第七項とし、第十二項を第八項とし、本則に次の一条を加える。

(補則)

第九項 この規則に定めるもののほか、委員会が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項は、別に定める。  
様式第一号から様式第十二号までを削る。

附則

この規則は、平成十九年二月一日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
Email: matsubara@matshbaransatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

